

財政制度等審議会 財政投融资分科会 説明資料（大学ファンド）

令和6年7月29日

文部科学省

<目次>

1. 大学ファンドの令和5年度における運用状況等
2. 国際卓越大学の第1期公募の現状・今後の助成にかかる予定スケジュール

1. 大学ファンドの令和5年度における運用状況等
2. 国際卓越大学の第1期公募の現状・今後の助成にかかる予定スケジュール

大学ファンドの制度設計について

令和5年6月21日
財政制度等審議会 財政投融资分科会
文部科学省資料を一部加工

運用の仕組み

■「支出目標率3%+物価上昇率以上」の運用を目標

- 運用元本は、政府出資金（資本）、財政融資資金（負債）、財投機関債（民間資金）※令和4年度より発行
- 政府出資金は事業の基礎的財産/リスクバッファの性格（運用開始時点で最低限必要な自己資本比率11.1%）
- 運用益の一部を資本として積み上げ、上記運用目標を確実に達成できる自己資本を形成

■世界標準の長期・国際分散投資の実行

- 長期、国際分散投資を徹底（国内外の成長を確実に取り込み）
 - 投資規律の遵守（リバランスの適切な実行）
- ⇒ 上記運用の実現により、中長期的に、「支援」と「財務健全性」を両立可能

大学支援の仕組み

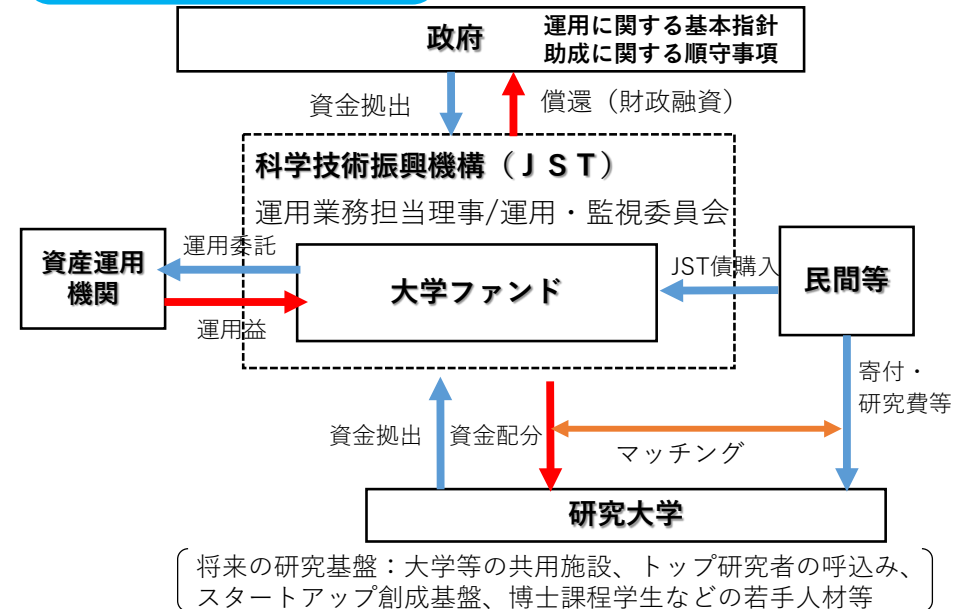
■「事業成長3%」と「大学固有基金の造成・運用」を目指す

- 運用益による支援（事業成長3%実現のため、大学の外部資金獲得額とのマッチング等を導入予定）
- 大学からの資金拠出を奨励、大学固有基金の造成を促進
- 支援大学は数校程度を予定。令和6年7月現在、東北大学を第1期公募における認定候補校として選定

■大学への長期的・安定的支援の実現

- 市場の変動に備えショック時でも安定的な支援のため、運用益を積立て支援バッファを構築（当面3,000億円×2年分）
- 毎年度支援額は、運用状況と支援ニーズ等も踏まえ、政府の会議体で決定

スキーム



償還確実性

■リターンを着実に得て、償還期には一定の割合の資本を保持しつつ、元本から確実に償還

- 長期運用、国際分散投資、投資規律の徹底
- 運用益の一部を内部留保し、中長期的には自己資本のみで大きな市場動を吸収可能な水準を目指す

■リスク管理・モニタリングに万全を期す

- JSTに、世界標準のリスク管理を行う体制を構築
- 複層的にモニタリングを行い資産評価額が財政融資資金残高を下回った場合や年度初来の総合収益率が-1%時には報告
- ネットの実現損失が資本金相当額を超過する状況が継続した場合、事業見直しの判断

運用実績の概要

2023年度 業務概況書
より抜粋

※ 四捨五入等の関係により、内訳と計が一致しない場合があります。

- 2023(令和5)年度決算における「当期純利益」は+1,167億円^{※1} (前年度比+424億円)の黒字でした。「収益額(=総合収益額^{※2})」は+9,934億円、「収益率(=時間加重収益率^{※3})」は+10.0%、「運用資産額」は10兆9,649億円となりました。なお、保有資産の時価評価による評価差額(貸借対照表上の「其他有価証券評価差額金」)は+7,361億円でした。
- 国際卓越研究大学等への助成財源^{※4}となる額は、損益計算書上の当期純利益(1,167億円)に前年度の利益剰余金(681億円)を加えた額から、大学ファンドの財務状況等を踏まえ、別途決定されます。なお、毎年度の助成総額は、助成財源の範囲内で、助成の基本方針^{※5}に基づき政府の会議体で決定されます。

※ 本スライド内の一部数値は、2023(令和5)年度財務諸表における損益計算書および貸借対照表の金額を掲載しています。本業務概況書の公開時点では、財務諸表は文部科学大臣の承認前のため、財務諸表の確定値は上記から変更となる場合があります。財務諸表は文部科学大臣の承認が得られ次第、別途ISTのWebサイトにて公開いたします。

※1 独立行政法人会計における最終的な利益は、「当期純利益」に所定の項目(目的積立金取崩額等)を加減した「当期総利益」が相当します。大学ファンドにおいては、この加減する項目が存在せず、「当期純利益」と「当期総利益」は同値となります。そのため、ここでは企業会計において最終的な利益を示す「当期純利益」に合わせて、「当期純利益」ではなく「当期総利益」と表記しています。

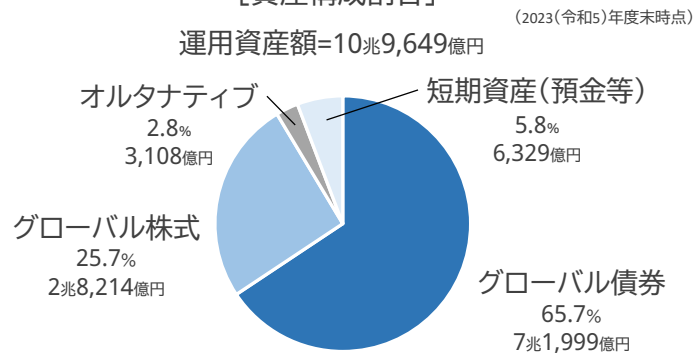
※2 総合収益額は、実現収益額(簿価ベース)に評価損益額の増減等(時価ベース)を加味した収益額(運用手数料等控除前)です。

※3 時間加重収益率は、キャッシュフロー(運用元本等の流出入)の影響を排除し、時価に基づき算出した収益率(運用手数料等控除前)です。ISTではそのひとつである日次評価法を使用しています。

※4 大学ファンドは、世界最高水準の研究大学の実現に向け、必要となる支援(助成業務)を長期的・安定的に行うための財源を確保することを目的としています。詳細は「2 | 大学ファンドの概要」をご参照ください。

※5 正式名称「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針(2022(令和4)年11月15日決定)」

〔資産構成割合〕



〔収益額〕

(2023(令和5)年度)

資産	収益額 ^{※1}
資産全体	9,934 億円
グローバル債券 ^{※2,※3}	1,902 億円
グローバル株式 ^{※3}	7,749 億円
オルタナティブ	283 億円

※1 収益額は総合収益額(運用手数料等控除前)です。

※2 グローバル債券は短期資産(預金等)を含みます。

※3 グローバル債券およびグローバル株式はそれぞれ国内債券および国内株式を含みます。

〔収益率〕

(2023(令和5)年度)

資産	収益率 ^{※1}
資産全体	10.0 %
グローバル債券 ^{※2,※3}	2.5 %
グローバル株式 ^{※3}	39.7 %
オルタナティブ	19.3 %

※1 収益率は時間加重収益率(運用手数料等控除前)です。

※2 グローバル債券は短期資産(預金等)を含みます。

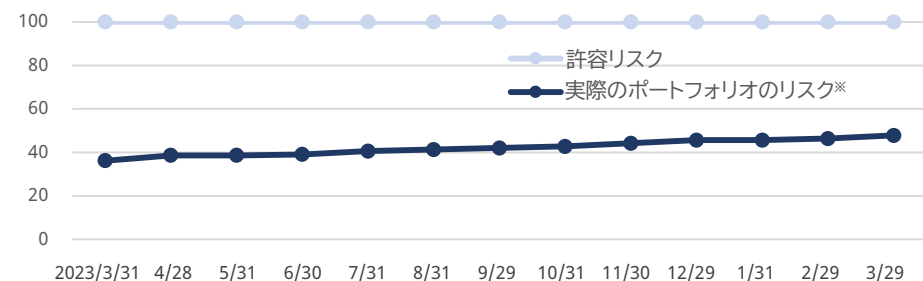
※3 グローバル債券およびグローバル株式はそれぞれ国内債券および国内株式を含みます。

- 2023(令和5)年度は、1年間を通して
許容リスクの範囲内での運用を実施しました。

大学ファンドは、予め設定されたレファレンス・ポートフォリオ(リスクの管理に用いる資産構成割合)から算出される標準偏差(許容リスク)の範囲内で、可能な限り運用収益率を最大化することを目指して運用を行います。

右図のとおり、実際のポートフォリオのリスク量は着実にポートフォリオ構築を進める中で徐々に増加していますが、現在は、基本ポートフォリオ構築までの期間(運用立ち上げ期)のため、許容リスクのリスク量に対しては1年間を通して相当程度余裕のある状態にコントロールされました。

〔リスク量の推移〕



※ 許容リスクのリスク量を100とした場合の実際のポートフォリオのリスク量の比率。

① 運用方針

大学ファンドは、2021(令和3)～2023(令和5)年度を「運用初期」と位置づけ、運用・リスク管理体制の整備・充実に注力しました。

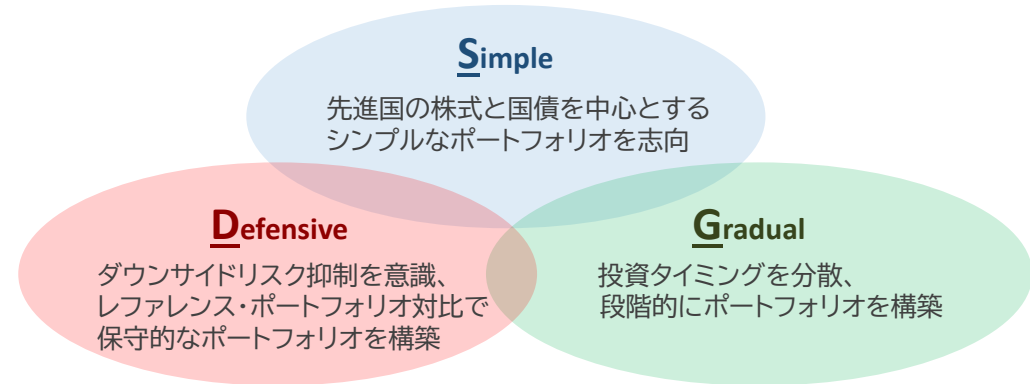
運用初期においては、右図の3点(SDG=Simple、Defensive、Gradual)を重視しました。レファレンス・ポートフォリオや、基本ポートフォリオへの移行計画を意識しつつも、大学ファンド内外の状況(体制整備状況や市場環境)を踏まえ、全体最適の観点から絶対収益やダウンサイドリスク抑制に配慮した運用を行いました。

今後は、引き続き、レファレンス・ポートフォリオや、基本ポートフォリオへの移行計画を意識しながら、資産間の分散効果等を勘案したグローバル投資と収益源泉の多様化を推進することで、“世界と伍する研究大学の実現に必要な研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源確保”に向けたポートフォリオ運用を行います。

② スケジュール

大学ファンドの当面のスケジュールは下図のとおりです。2026(令和8)年度末までの可能な限り早い段階で3,000億円の運用益を達成すること、2031(令和13)年度末までの可能な限り早い段階

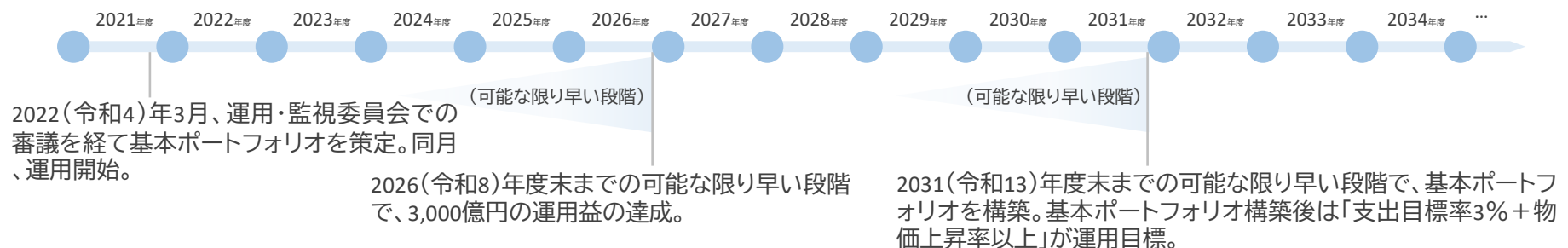
〔運用初期の運用方針〕



で基本ポートフォリオを構築することを目指します。なお、**運用立ち上げ期は「支出目標率3%+物価上昇率以上」の運用目標は適用されません。**

また、運用立ち上げ期においては、基本ポートフォリオの資産構成割合等の情報は非公開としています。運用立ち上げ期におけるポートフォリオの構築には時間を要するため、これらをあらかじめ公表することで市場に対して影響を及ぼすことがないように考慮したものです。今後、市場への影響等に十分留意し、その他の情報も含め開示内容を充実させることで運用の透明性確保に努めていきます。

〔当面のスケジュール〕



1. 大学ファンドの令和5年度における運用状況等
2. 国際卓越大学の第1期公募の現状・今後の助成にかかる予定スケジュール

大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の公募・選定について

1. 公募・選定のポイント

判断

これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「**変革**」への**意思(ビジョン)**と**コミットメントの提示**に基づき実施。

大学数

制度の趣旨を踏まえ、認定及び認可される大学は無制限に拡大するものではなく、**数校程度に限定**。
また、大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に認定及び認可を行う。

要件

制度の趣旨や大学の負担も考慮し、大学認定と計画認可の審査プロセスを一体的に実施。

1. **国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力**

2. **実効性高く、意欲的な事業・財務戦略**

3. **自律と責任のあるガバナンス体制**

審査体制

総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制（アドバイザリーボード）を構築。

段階的審査

審査においては、**研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施**（書面や面接による審査だけでなく、**現地視察、体制強化計画の磨き上げなど多様な手段により審査を実施**）。



2. 公募・選定のスケジュール

令和5年4月～ アドバイザリーボード 書面審査、総括審議、面接審査（全10大学）、現地視察（3大学）、面接審査、総括審議

9月 認定対象候補の大学（東北大学）を公表

～ 合議制の機関の設置等、ガバナンス変更準備、計画の更なる磨き上げ～

12月 国立大学法人法改正

令和6年2月～ アドバイザリーボード 審査（東北大学の計画の磨き上げの状況確認）

6月 アドバイザリーボードによる東北大学の審査終了、初回公募のまとめ公表

10月～ 改正国立大学法人法施行（合議制の機関の設置が可能に）

国際卓越研究大学の認定・体制強化計画の認可について、

CSTI及び科学技術・学術審議会の意見を聴き、文部科学大臣として判断（予定）

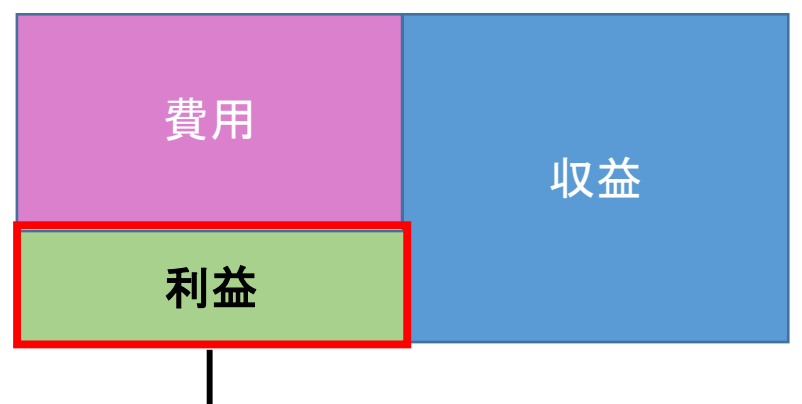
令和6年度中 助成開始（予定）

※第2期公募は、大学ファンドの運用状況等を勘案し、令和6年度中に開始予定



独法通則法及びJST法による利益及び損失の処理などの会計処理のフロー

①利益が発生



②利益及び損失の処理

$$\begin{array}{rcl} \text{利益} & + & \text{前期からの繰越欠損金} = \text{残余の額} \\ \downarrow & & \downarrow \\ 1,167\text{億円} & & 0\text{億円} \end{array}$$

財務大臣協議

③目的積立金(当面約9000億円が上限)

1. 大学への助成: 当面年間3000億円(実質)を上限
 2. 運用益の不足に備えたバッファ: 当面6,000億円を上限
- ※国際卓越研究大学に対する支援と併せて、博士課程学生に対する支援(当面200億円程度)も行う。
- ※毎年度の助成額は、関係府省が参加する会議体で運用益の状況や財務の健全性を確保しつつ決定。
- ※安定的・継続的な制度運営の観点から、運用益が出ない場合でもその後2年間、同額程度の支援を行えるように、支援に充てるのは、バッファが上限に達するまでは当年度の配分可能利益(バッファ+運用益)の1/3程度*とする。

④積立金

$$\text{②の残余の額} - \text{③目的積立金} = \text{積立金※}$$

※下方リスクに備えた自己資本として機能

*国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針(令和4年11月決定)

$$(681\text{億円} + 1,167\text{億円}) / 3 = 616\text{億円}$$

(参考)

大学ファンド 助成資金運用の基本指針（令和4年1月7日文部科学大臣決定）の概要

基本指針とは

- 科学技術振興機構（JST）法第28条に基づき、文部科学大臣が、助成業務に係る資金の運用が、長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本指針を定め、JSTに示し公表するもの。

概 要

1. 基本的な方針

- ・目的：世界と伍する研究大学の実現に必要な研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源の確保
- ・目標：支出目標率（3%）＋長期物価上昇率以上の運用収益率
- ・運用益からの支出上限：年間3,000億円（実質）
- ・バッファ（支出のための備え）：過年度の運用益から6,000億円を上限にバッファを確保
- ・その他：他の政策目的のために資金を運用すること（他事考慮）はできない、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めてはならない等

2. 資産構成

- ・グローバル株式：グローバル債券＝65:35のレファレンス・ポートフォリオ※の標準偏差の範囲内で、可能な限り運用収益率を最大化することを目指して基本ポートフォリオを定め、これに基づき管理及び運用を行う
- ※許容リスクの水準を示すために用いられるポートフォリオ（資産構成割合）、実際のポートフォリオを示すものではない

3. 資金調達に関する基本事項

- ・政府からの出資金及び財政融資資金に加え、機構債券の発行、支援大学からの資金調達等に取り組み、その拡大を図る
- ・財政融資資金の償還期(R23～)には、過去の大きな市場変動に耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す
- ・資産評価額が財政融資資金の残高を下回っていないかを月次で確認し、該当時には主務大臣に報告する

4. J S T が遵守すべき基本事項

- ・短期的な資産評価額の変動を少なくとも月次で確認し、基本ポートフォリオの標準偏差の2倍の損に達した時には主務大臣に報告する
- ・実現したネットの損失やその累積が毎年度の決算時点で資本金を上回る状態が生じた場合は主務大臣に報告し、その状態が3期連続で継続した場合、その旨を添えて主務大臣に報告する
- ・その他：ガバナンス(人材確保・育成等)、運用手法(リバンス※の実行、グローバル投資等)、運用機関選定、リスク管理、情報発信 等

※資産構成割合が意図したものになるよう行う資産の売買

5. その他重要事項

- ・運用開始5年以内(R8(2026)年度末)の可能な限り早い段階で、年間3,000億円（実質）の運用益の達成を目指す
- ・運用開始10年以内(R13(2031)年度末)の可能な限り早い段階で、基本ポートフォリオに沿った資産構成割合の実現を目指す

助成資金運用の基本方針（令和4年1月7日文部科学大臣認可）のポイント

基本方針とは

- 科学技術振興機構（JST）法第29条第1項に基づき、JSTが、文部科学大臣が定める「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本指針」に基づき、**基本方針**を定め公表するもの（文部科学大臣認可）。

基本指針（文部科学大臣決定）から具体化された主なポイント

- 運用の形態
 - ・外部委託運用と自家運用とを組み合わせ、次に掲げる運用形態により行う
 - （ア）信託会社への単独運用指定信託※¹および単独運用指定包括信託※²（イ）信託会社への特定運用信託※³
 - （ウ）自家運用（信託会社への特定運用信託により管理するものを含む）
 - ・自家運用に関するガイドラインを運用・監視委員会で審議した上で定める
- リスク管理
 - ・リスク管理に関する基本的な方針を運用・監視委員会で審議した上で定める
 - ・短期的な資産評価額の変動が基本ポートフォリオの標準偏差の損※に達した場合には、運用・監視委員会に報告した上で文部科学大臣に報告する
- 資産構成割合と乖離許容幅
 - ・基本ポートフォリオの構成資産、資産構成割合及び乖離許容幅※は運用・監視委員会で審議した上で定める
 - ・運用立ち上げ期は、ポートフォリオ構築への影響に鑑み基本ポートフォリオは非公開とし、年度末時点の資産構成割合については毎年度業務概況書の中で公表する
 - ・乖離許容幅を定め、その範囲でリバランス等を適切に実行する
 - ・市場急変時の対応に係る行動規範を運用・監視委員会で審議した上で定める
- 運用受託機関等の選任及び評価に関する事項
 - ・選定基準を運用・監視委員会で審議した上で定める
- 運用受託機関等が順守すべき基本的な事項
 - ・運用受託機関等に対し毎月末の資金の管理や運用状況に関する報告等を求め、各運用受託機関等に対し必要な指示を行う
- 運用及びガバナンス機能の強化
 - ・投資委員会、運用リスク管理委員会を設置し、必要事項を審議するとともに、運用・監視委員会に適切に報告する

※¹ 委託者が運用の方法（目的物）を大まかに指定する信託

※² 2個以上の財産を1つの信託行為により引き受ける指定信託

※³ 委託者が運用の方法（目的物）を具体的に特定する信託

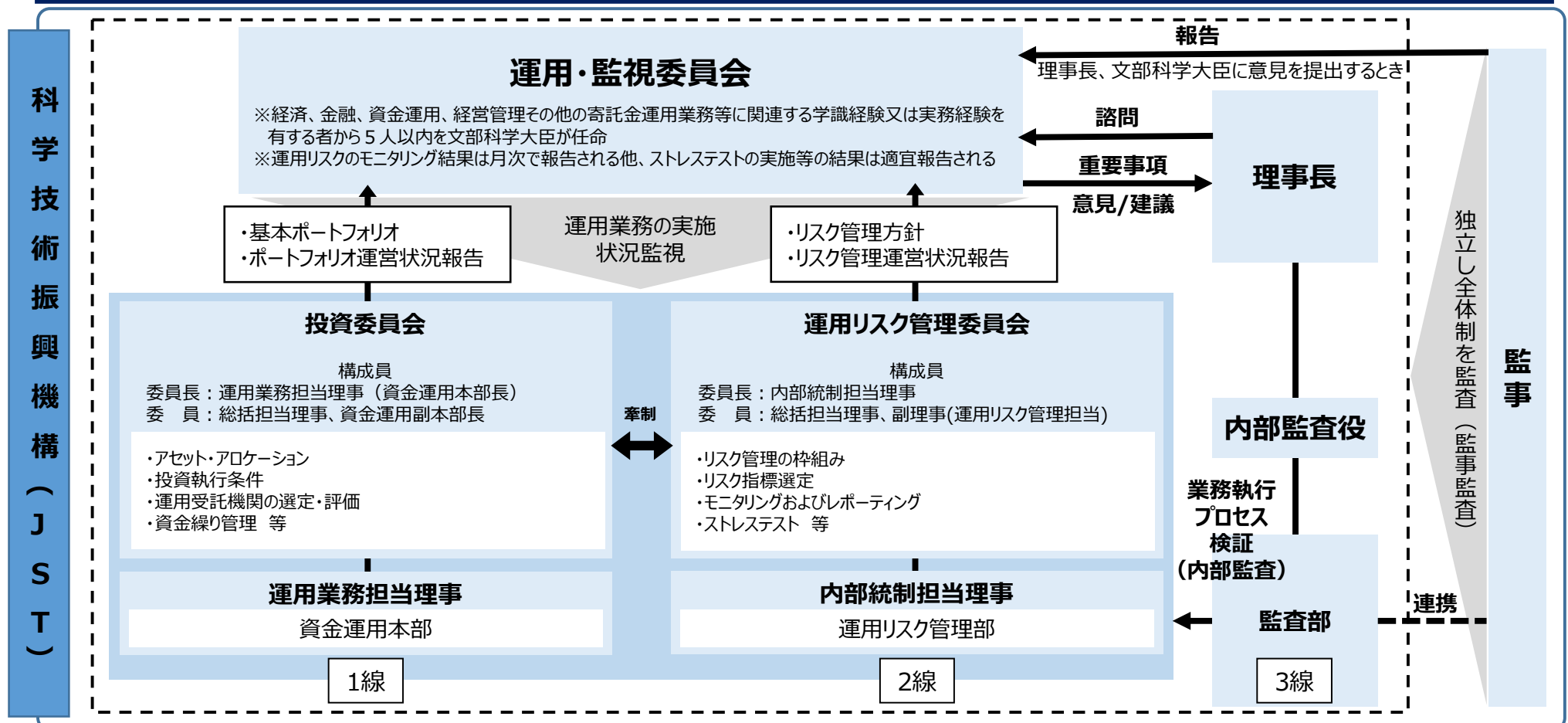
※ 基本指針では「標準偏差の2倍の損」に達した場合の報告を求めている

※ 時価の変動等による基本ポートフォリオからの乖離を許容する範囲

JSTにおける資金運用にかかるガバナンス体制

ポイント

- 投資部門（1線）、リスク管理部門（2線）により業務運営上の牽制体制を構築し、監査部門（3線）がこれを監査する3線防衛によるガバナンス体制を構築。
- 運用・監視委員会は、文部科学大臣が任命する外部の有識者で構成され、重要事項の審議、運用業務の監視を行い、必要に応じて理事長に建議することができる。



※その他、会計監査人監査も実施（合わせて三様監査）。さらに会計検査も受検。

基本指針・基本方針に定める報告事項に該当した際のJSTの対応

- 報告事項に該当した場合は、市場環境やJSTの運用手法の見直しの要否等について専門家である運用・監視委員会で審議・判断し、対策を実施
- ➡文部科学大臣は、その内容を踏まえ（財務省の意見も聞きつつ）対策の適否や、基本方針の変更命令等の対応の要否を判断

※ネットの実現損失が3期*連続した場合には、事業の見直しの判断を行うことを想定

*会計年度

元日銀副総裁の中曽委員長をはじめとする**金融や資金運用等の専門家5名以内**で構成
(文部科学大臣任命)

報告事項

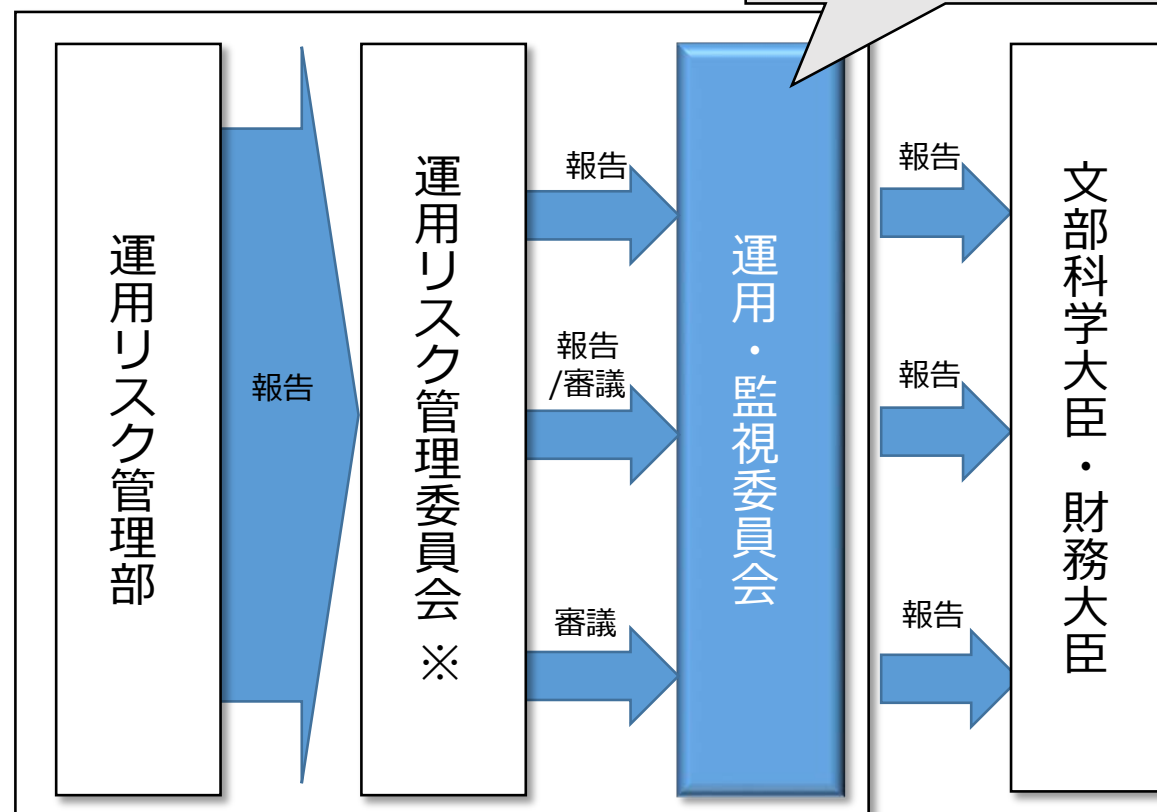
資産評価額が
財政融資資金の残高を下回る

年度初来の総合収益率が
基本ポートフォリオの
標準偏差の-1倍、-2倍を下回る

ネットの実現損失※（単年度、
累計）が資本金を超過する

※評価損とは異なり、実現益と実現損（事務経費等の支出を含む）を相殺等した上で算出される損失

科学技術振興機構（JST）



※上記のケースでは、原則、投資委員会と同時の開催を想定

国際卓越研究大学の 将来像（イメージ）

大学ファンドによる支援を通じて、
日本の大学が目指す将来の姿

- 世界最高水準の研究環境（待遇、研究設備、サポート体制等）で、世界トップクラスの人材が結集
- 英語と日本語を共通言語として、海外トップ大学と日常的に連携している世界標準の教育研究環境
- 授業料が免除され、生活費の支給も受け、思う存分、研究しながら、博士号を取得可能



アドバイザーボードにおける審査の経過について

1. 審査の経過

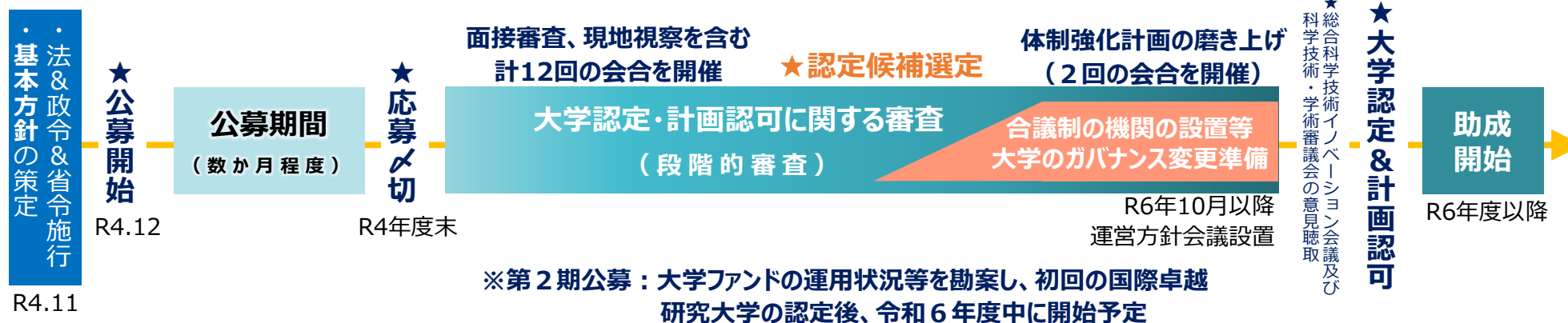
申請のあった10大学について、書面審査や国内外のレビュアーの意見に加えて、大学側との丁寧な対話を実施する方針のもと、**10大学に対して面接審査**を実施。さらに研究現場の状況等を把握するため、**3大学の現地視察**を実施。これらの審査も踏まえ、**初回の国際卓越研究大学の認定候補**として、一定の条件を満たした場合に認定するという留保を付して、**東北大学を選定（令和5年9月公表）**。

東北大学において磨き上げを行った体制強化計画について、その状況を継続的に確認し、東北大学について、**国際卓越研究大学の認定及び計画の認可の水準を満たし得るとの結論（令和6年6月公表）**。

※これまでに**計14回の会合を開催**



アドバイザーボード第1回会合



2. 認定・認可について

東北大学においては、改正国立大学法人法（令和6年10月施行）に基づき運営方針会議を設置する予定。その後、国際卓越研究大学法に基づき、東北大学の認定及び計画の認可について、総合科学技術イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴き、文部科学大臣として判断を行う予定。

東北大学 体制強化計画（案）の概要

Vision（大学像と意思）

「研究第一」「門戸開放」「実学尊重」の建学の理念を礎として、知、人材、社会価値を創出する世界に開かれた創造のプラットフォームとなり、持続可能な未来の実現に向けて行動する。

I. Impact ～ 学術的・社会的インパクト

広く波及する卓越した研究成果とそれに基づく社会価値を創出し、地球規模課題の解決とレジリエントな社会の実現に貢献する。

II Talent ～ 人材

多彩な才能を世界から集め、経験・思考・文化などの多様性を力として協働し、未来の新たな可能性を拓く。

III. Change ～ 変革と挑戦

変革と挑戦を価値としてシステムを革新し、構成員、パートナー、社会とともに持続的に成長する。

Commitments（公約）

I. Commitment for Impact 未来を変革する社会価値の創造

「研究第一」「実学尊重」の建学理念、さらには東日本大震災での課題解決の経験に立脚し、研究の卓越性を妥協なく追求することを通して社会価値を創造する。

II. Commitment for Talent 多彩な才能を開花させ未来を拓く

既成概念を打ち破り、日本で初めて女子学生を受け入れた「門戸開放」の精神を踏襲し、世界から多彩な才能を惹きつけ、その力を開花させ、人類の未来に貢献する。

III. Commitment for Change 変革と挑戦を加速するガバナンス

目標達成に向け変化を恐れず大胆に挑戦する決意をもって、経営およびガバナンスの高度化を図るとともに、将来を見据えて不断に見直し、継続的に改革する。



○3つのCommitments(公約)、6つのGoals(目標)、19のStrategies(戦略)からなる体制強化計画を遂行。

○6つの目標ごとにKPIを設定し、19の戦略の実施状況をモニタリング。全体で50を超えるKPIを用いた多面的評価を通して達成状況を管理。



Goals (目標) と重点成果指標 (重点KPI)

東北大学体制強化計画 (案)
より抜粋

目標 I-A Research Excellence 国際的に卓越した研究エコシステム (学術的インパクト)

論文数



Top10%論文数



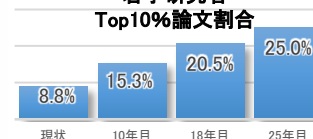
Top10%論文割合



若手研究者
Top10%論文数



若手研究者
Top10%論文割合



目標 I-B Impactful Research and Innovation 世界に変化をもたらす研究展開 (社会的インパクト)

民間企業等からの研究資金等
受入額



産学共創拠点設置件数



大学発スタートアップ数



知的財産権等収入

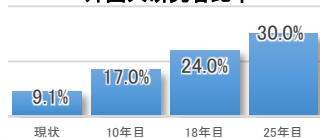


産学共著論文数



目標 II-A Campus for Aspiring Minds 世界の研究者を惹きつける研究環境

外国人研究者比率



女性研究者比率



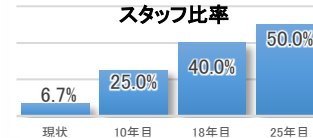
PI研究ユニット数



PI対象教員とスタッフの比率

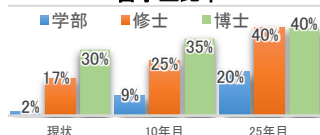


国際対応力のある
スタッフ比率

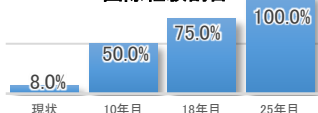


目標 II-B Gateway to New Venture 世界に挑戦する学びの創造

留学生比率



博士課程学生の修了時までの
国際経験割合



博士課程学生への平均経済支援額



博士課程学生数



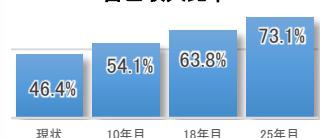
博士号取得者数



目標 III-A Full-Scale Global Readiness 全方位の国際化 (他目標の重点KPIと重複するため再掲せず)

目標 III-B Responsive and Responsible Governance 機動的で責任ある経営とガバナンス

自己収入比率



事業規模(大学病院分除く)



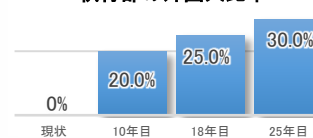
独自基金造成状況



法人戦略財源の規模



執行部の外国人比率



東北大学における主な対応について

留保条件	第1次案の主な戦略	主な対応の概要
①人文・社会科学系も含めた全学の研究力向上の道筋	独自の三階層研究力強化パッケージ（トップレベル研究強化・分野融合研究強化・基盤的研究強化）	✓ 分野別の丁寧な分析に基づく戦略的分野や、各分野における人事戦略例の策定。 ✓ 人文社会科学を中心とした「総合知」に基づく新たな価値創造戦略や、人文社会科学系部局を横断する国際展開力強化パッケージ。 ✓ 臨床系教員の研究力強化に資する新機軸として、数十名規模のPIに独立研究環境を提供する仕組み等の創設。
②全方位の国際化	- CGO(包括的国際化担当役員)によるトップマネジメント等による包括的国際化の推進 - 日英公用語化・グローバル対応力のある経営スタッフの増強	✓ CGOの選考基準等の明確化。 ✓ 日英公用語化100%の達成や国際対応力のあるスタッフ比率の拡充に向けた移行計画。 ✓ 国際卓越都市に向けた行政との連携。
③活力ある新たな研究体制の確立	PIを中心とした機動的な研究体制、テニュアトラック制度の普及や世界水準の処遇・評価等の人事システム	✓ 国際的に卓越した研究者や次世代を担う研究者の獲得に向けた「国際卓越人事トラック制度」の全学的整備。 ✓ 国際公募、ピアレビュー、テニュアトラックなどの全学における新たな教員人事マネジメントに関する移行計画。 ✓ 研究支援人材のエキスパート化と処遇強化。
④大学院変革・研究大学にふさわしい学部変革	「高等大学院」による大学院マネジメントの一元化、「ゲートウェイカレッジ」による国際共修環境の整備、「アドミッション機構」による入学者選抜の見直し	✓ 国際性・開放性を主眼とする教育システム改革（高等大学院・ゲートウェイカレッジ・アドミッション機構関連）のための施策パッケージについて、改革の工程を明確化。
⑤財務戦略の高度化、産学共創による収益の拡大方策	- 投資を呼び込み反転するSTIプラットフォームおよびサイエンスパーク事業 - ボーダレスに活躍する大学発スタートアップの拡大	✓ 重点戦略分野の選定など産学の共創事業拡大の基本戦略。 ✓ スタートアップの創出加速や投資・育成・回収に関する計画、知的財産収入拡大の基本方針。 ✓ エビデンスデータの戦略的活用による戦略的な資源配分マネジメント、CFOによる財務の高度化など。
⑥体制強化計画の実施が継続されるガバナンス体制の構築	多様なステークホルダーが参画する知識経営体	✓ 多様なステークホルダーの声を反映した大学経営等の新たなモデルを追求するガバナンス体制。

有識者会議の審査の結果（次回公募への期待）

国際卓越研究大学には**大学システム改革**と**研究力を向上する環境整備**が求められる一方、その具体の手段や道筋は多様であり、**画一的な取組を求めるものではない**。

審査において大学と丁寧にコミュニケーションをとることが重要であり、次回公募への期待を述べる。

①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力に関すること	✓ 具体的かつ検証可能な目標と実現可能性。 ✓ 優れた研究者確保に大学を挙げた取組。 ✓ 大学全体の研究力向上の実現に向けた説得力ある説明。 ✓ 採用・評価の基準や処遇について、基本的な考え方の整理。 ✓ 研究大学として有する学士課程から博士後期課程まで一貫した構想との整合。	✓ 管理運営の卓越性が研究者の負担軽減や研究時間確保につながること。 ✓ 人材の多様性の確保。 ✓ バランスの取れた指標設定。 ✓ 環境の変化に応じて重点課題・分野を特定し、資源配分を行うための仕組み。 ✓ 大学全体のビジョンに加えて、分野毎にその特性も考慮した戦略の提示。
②実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略に関すること	✓ スタートアップ創出に向け、ビジネスデベロップメント人材などの専門家の配置。 ✓ 戦略的な資源配分のためのITシステムの構築と専門的なスタッフの人材確保。 ✓ 実行可能性に関する根拠や裏付け、適切なリスク評価とリスク軽減策の策定。 ✓ 資金調達と投資をバランスよく安定的に行うこと、資金運用のガバナンス体制の構築。	
③自律と責任のあるガバナンス体制に関すること	✓ 長期的な経営方針を確立するための継続的・安定的な合議制の機関。 ✓ 構成員の専門的知見が十分に発揮された熟議が行われる運営。 ✓ 事務組織と教員組織との間での意思決定機構や指示命令システムの整理。 ✓ 学内の発想を吸い上げ、経営陣が戦略的に資源配分する機動的で透明性のある仕組み。 ✓ 変革の継続に重要な、将来のリーダーとして成長を促す取組、評価するプロセス。	
④その他	✓ 変革に向け、時間軸を明確に定め、マイルストーンを設定し、実行すること。 ✓ 他機関等との連携について実現可能性の根拠の提示。 ✓ 最重要の目標や戦略、改革が実現可能な根拠、リーダーシップのもたらし方の明確化。	

【政府への期待】 大学の好事例について社会への発信。各大学との対話を通じた規制改革等*の実施。日本全体の研究力発展を牽引する**多様で厚みのある研究大学群の形成**に向け、**政策全体を見通した戦略的な取組**。

*長期借入金や債券発行の対象経費の範囲の拡大(国)、大学運営基金の創設(国)、寄附税制の改正(国公私)、外国人留学生の授業料等の設定の柔軟化(国)などをこれまでに実施。

国際卓越研究大学法に基づく基本方針（令和4年11月文部科学大臣決定）における 助成額に関する記載内容

基本方針とは

- 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第3条に基づき、文部科学大臣が、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針を定めるもの。

助成額の算定に関する記載内容

※国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（令和4年11月文部科学大臣決定）より

三 9 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づく国際卓越研究大学への助成の考え方

（1）国際卓越研究大学への助成に関する留意事項

- ・ 大学ファンドの運用に当たっては、「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（令和4年11月文部科学大臣決定）」（以下「助成資金運用の基本指針」という。）において、「毎年度の支援額を運用益で賄えない場合に備え、3,000億円×2年分のバッファを確保すること」としており、助成に関する考え方としても、安定的・継続的な制度運営の観点から、運用益が出なかった場合でもその後の2年間、同額程度の支援を行えるようにすることが重要である。そのため、**支援に充てるのは、バッファが上限に達するまでは当該年度の助成可能額(バッファ+運用益)の1/3程度とする。**

（2）国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づく国際卓越研究大学への助成額の算定

- ・ 大学ファンドからの毎年度の助成総額は、関係府省が参加する会議体において、大学ファンドの運用益の状況や財務の健全性確保を考慮しつつ決定する。また、その額の範囲内で、大学の自律的な経営能力の向上や多様な財源確保を促す観点から、体制強化計画やその進捗状況を踏まえ、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの資金拠出などに応じて、個々の大学への助成額を決定する。
- ・ このうち、外部資金については、公的資金（国又は地方公共団体が支出する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や競争的資金などの個別のプロジェクト、活動の支援に充てる目的で国等が支出する資金）以外とし、獲得実績については平準化を図るため、過去5年間の平均を基準とするとともに、外部資金獲得がインセンティブとなるよう、外部資金獲得額に係数を乗じた金額を助成額として措置することとする。

大学ファンドから各国際卓越研究大学への助成の考え方（イメージ）

<助成の前提条件（基本方針より）>

- 毎年度の助成総額は、関係府省が参加する会議体において、大学ファンドの運用益の状況や財務の健全性確保を考慮しつつ決定。
- その額の範囲内で、大学の自律的な経営能力の向上や多様な財源確保を促す観点から、体制強化計画やその進捗状況を踏まえ、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの資金拠出などに応じて、個々の大学への助成額を決定。
- 外部資金の獲得状況（年平均5%程度以上の増加）等を基に、
 - ・継続的な事業成長（年平均3%程度の支出成長率）を果たすことの蓋然性が高いものとなっていること。→ 研究等体制強化促進分
 - ・持続的な成長のために必要な運用益を生み出せるだけの規模の大学独自基金の造成の実現可能性が高いこと。→ 大学成長基盤強化促進分

◆ 助成額の算定式イメージ

$$\text{助 成 額} = \text{研究等体制強化促進分}^{\ast 1} + \text{大学成長基盤強化促進分}^{\ast 2}$$

- ※1 研究等体制強化促進分 = (各大学の外部資金獲得額（公的資金を除く）の5年平均) × 係数α（マッチング係数）
- ※2 大学成長基盤強化促進分 = (大学の自己財源より大学独自基金に積み上げた額
+ 大学の自己財源より大学ファンドへ資金拠出(出えん)した額) × 係数β（マッチング係数）

○設定条件

- ・外部資金獲得額 = 100
- ・うち、30を大学独自基金に積み上げ、もしくは自己財源からの資金拠出(出えん)に充当

- ↓
- ・研究等体制強化促進分 = $100 \times \alpha$
 - ・大学成長基盤強化促進分 = $30 \times \beta$
 - ・助成額の総額 = $100 \times \alpha + 30 \times \beta$

※条件はあくまでもシミュレーション上、設定しているもの

※助成額の上限については、将来的な持続性の観点から、事業規模に占める助成の割合の上限を設定する予定

※上記の各係数（α及びβ）については、関係府省において協議の上で設定する

